

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書



所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	印
	給与の支払者の法人番号		
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	

◆ 給与所得者の保険料控除申告書 ◆

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印	
				氏名	あなたの続柄				
一般の生命保険料						新・旧	(a)	円	
						新・旧	(a)	円	
						新・旧	(a)	円	
						新・旧	(a)	円	
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	円	Aの金額を下計算式I(新保険料等)に当てはめて計算した金額	①	(最高40,000円)	計(①+②)	③	(最高40,000円)
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	円	Bの金額を下計算式II(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	②	(最高50,000円)	②と③のいずれか大きい金額	④	円	
介護医療保険料						(a)		円	
(a)の金額の合計額		C	円	Cの金額を下計算式I(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高40,000円)	円	
個人年金保険料				支払開始日		新・旧	(a)	円	
				支払開始日		新・旧	(a)	円	
				支払開始日		新・旧	(a)	円	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	円	Dの金額を下計算式I(新保険料等)に当てはめて計算した金額	④	(最高40,000円)	計(④+⑤)	⑥	(最高40,000円)	円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	円	Eの金額を下計算式II(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	⑤	(最高50,000円)	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑦	円	
計算式I(新保険料等)※				計算式II(旧保険料等)※				生命保険料控除額計(⑦+⑧+⑨)(最高120,000円)	
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式			
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額			
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円			
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円			
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円			
地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたの続柄	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(A)	給与の支払者の確認印	
(A)のうち地震保険料の金額の合計額		B		(A)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額		C		円	
地震保険料控除額	Bの金額(最高50,000円)		Cの金額(Cの金額が10,000円を超える場合は、C×1/2+5,000円)※		(最高15,000円)		(最高50,000円)	円	

◆ 給与所得者の配偶者特別控除申告書 ◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	(1,000万円を超える場合は申告できません。)			円
(フリガナ) 配偶者の氏名		配偶者の明・大生年月日	昭・平	
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所				
非居住者である配偶者		生計を一にする事実		
○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。				
○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。				
所得の種類	収入金額等(a)	必要経費等(b)	所得金額(a-b)	
給与所得①	円	円	円	
事業所得②		650,000	円	
雑所得③			円	
配当所得④			円	
不動産所得⑤			円	
退職所得⑥		(退職所得控除額)	円	
①~⑥以外の所得⑦		(うち特別控除額)	円	
配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)			A	
○ 配偶者特別控除額の早見表				
A欄の金額	控除額B	A欄の金額	控除額B	
0円から380,000円まで	0円	600,000円から649,999円まで	160,000円	
380,001円から399,999円まで	380,000円	650,000円から699,999円まで	110,000円	
400,000円から449,999円まで	360,000円	700,000円から749,999円まで	60,000円	
450,000円から499,999円まで	310,000円	750,000円から799,999円まで	30,000円	
500,000円から549,999円まで	260,000円	800,000円から849,999円まで	0円	
550,000円から599,999円まで	210,000円			
配偶者特別控除額	早見表Bの金額			
円				
社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
				円
合計(控除額)				円
小規模掛金控除	種類			あなたが本年中に支払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金			円
	個人型又は企業型年金加入者掛金			円
個人型又は企業型年金加入者掛金				円
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金				円
合計(控除額)				円

この申告書は、平成28年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

○ 控除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

	控除の対象となる保険料の範囲等	添付書類															
生命保険料	<p>生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、一定の生命保険契約等（年金を給付する定めのあるものを含みます。）、あるいは疾病若しくは身体の傷害により入院して医療費を支払ったことなどに基因して保険金が支払われる一定の保険契約に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金をいいます。</p> <p>なお、控除の対象となる保険料や掛金は、生命契約等の内容や契約締結日などによって次のように区分されますから、生命保険会社等が発行した証明書類などによって、控除の対象となるものかどうかと各保険料の区分を確認し、保険料の区分ごとに所定の欄に記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">契約締結日</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成23年12月31日以前 (旧保険料等)</th> <th>平成24年1月1日以後 (新保険料等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の生命保険料</td> <td>旧生命保険料</td> <td>新生命保険料</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料</td> <td>—</td> <td>介護医療保険料</td> </tr> <tr> <td>個人年金保険料</td> <td>旧個人年金保険料</td> <td>新個人年金保険料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 生命保険料控除額は、「一般の生命保険料」と「介護医療保険料」、「個人年金保険料」を区分し、それぞれ表面の計算式に基づき算出した各控除額を合計した金額（最高120,000円）となります。</p> <p>2 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」について、「新・旧の区分」欄の記載に当たっては、新保険料等か旧保険料等かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。</p> <p>3 「一般の生命保険料」又は「介護医療保険料」の対象となる保険契約等は、その契約等に基づく保険金等の受取人の全てをあなた又はあなたの配偶者その他の親族とするものに限り、また、「個人年金保険料」の対象となる保険契約等は、その契約に基づく年金の受取人をあなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、そのいずれかとするものに限ります。</p>	契約締結日				平成23年12月31日以前 (旧保険料等)	平成24年1月1日以後 (新保険料等)	一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料	介護医療保険料	—	介護医療保険料	個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料	<p><b>生命保険会社等が発行した証明書類</b></p> <p>なお、一般の生命保険料のうち旧生命保険料にあっては一契約の保険料（分配を受けた剰余金、割戻金を差し引いた残額）が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあっては金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。</p> <p>また、勤務先を対象とする団体特約により払い込んだ生命保険料については、この申告書に記載した「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」「保険金等の受取人」などに誤りがないことについて、勤務先の代表者又はその代理人の確認を受けたときは、証明書類を添付する必要はありません。</p>
	契約締結日																
	平成23年12月31日以前 (旧保険料等)	平成24年1月1日以後 (新保険料等)															
一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料															
介護医療保険料	—	介護医療保険料															
個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料															
地震保険料	<p>地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、あなた又はあなたと生計を一にする親族の家屋で常時その居住の用に供しているものや、これらの人の生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下「地震等損害」といいます。）によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金のうち地震等損害部分の保険料や掛金（以下「地震保険料」といいます。）をいいます。</p> <p>また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（注1）に基づいてあなたが本年中に支払った保険料や掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます。）については、地震保険料控除の対象とすることができます。</p> <p>ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。</p> <p>なお、控除対象となる地震保険料の金額又は旧長期損害保険料の金額については、損害保険会社等が発行した証明書類などによって確認してください。</p> <p>(注) 1 平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は共済期間の満了後に満期戻戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上のものであり、かつ、平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないものとし、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。2 「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、地震保険料が旧長期損害保険料かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。</p>	<p><b>損害保険会社等が発行した証明書類</b></p> <p>なお、保険料の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。</p> <p>また、団体特約により損害保険料を払い込んだ場合の取扱いは、生命保険料と同様です。</p>															
社会保険料	<p>あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている次のような保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。</p> <p>① 国民健康保険の保険料や国民健康保険税</p> <p>② 健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料（任意継続被保険者の負担すべき分を含みます。）</p> <p>③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料（後期高齢者医療制度の保険料）</p> <p>④ 介護保険法の規定による介護保険の保険料</p> <p>⑤ 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金</p> <p>⑥ 農業者年金の保険料や雇用保険の労働保険料など</p> <p>(注) 1 給与から差し引かれた社会保険料は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。</p> <p>2 記載に当たっては、未払のものや1年超の前納（法令の規定に基づく一定の前納を除きます。）のものを含めないかご確認ください。</p>	<p><b>左記⑤の保険料又は掛金については、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した証明書類</b></p> <p>⑤以外については、証明書類を添付する必要はありません。</p>															

平成29年1月31日までに提出すること条件として控除を受けることができる場合があります。

証明書類・親族関係書類・送金関係書類の添付箇所

	控除の対象となる保険料の範囲等	添付書類
小規模企業共済等掛金	<p>あなたが本年中に支払った次に掲げる掛金が控除の対象となります。</p> <p>① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）に基づく掛金</p> <p>② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金</p> <p>③ 地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛金</p> <p>(注) 給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。</p>	<p><b>独立行政法人中小企業基盤整備機構や国民年金基金連合会、地方公共団体が発行した証明書類</b></p> <p>なお、掛金の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。</p>

◎記載欄が足りないときは、用紙を継ぎ足すか、あるいは内訳書を添付してください。

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額について

あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は申告できません。  
あなたの所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が12,300,000円を超えるときには、合計所得金額が1,000万円を超えることとなります。

○ 「配偶者の合計所得金額（見積額）」の計算について

- 配偶者の所得が給与所得だけで、本年中の給与の収入金額が103万円以下又は141万円以上である場合には、合計所得金額が38万円以下又は76万円以上となり、配偶者特別控除を受けることができません。
- 配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけで、本年中の公的年金等の収入金額が、
  - (イ) 年齢65歳以上の人については、158万円以下又は196万円以上
  - (ロ) 年齢65歳未満の人については、108万円以下又は1,513,334円以上
 である場合には、合計所得金額が38万円以下又は76万円以上となり、配偶者特別控除を受けることができません。
- 雑所得の所得金額は、次の④と⑤を合計した金額です。
  - ④ 公的年金等に係る雑所得…収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
  - ⑤ 公的年金等以外の雑所得…総収入金額から必要経費を控除した金額
 なお、上記④の公的年金等控除額は、次のとおりです。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(a)	公的年金等控除額
65歳以上	1,959,999円以下	120万円
65歳未満	1,300,000円以下	70万円
	1,300,000円超1,513,333円以下	(a) × 25% + 37万5千円

- 家内労働者等（家庭内で内職している人など）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、65万円（収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した残額とします。）まで認められる特例があります。

○ 配偶者が非居住者である場合について

非居住者（注1）である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「非居住者である配偶者」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に平成28年中にその配偶者に送金等をした金額の合計額を記載するとともに、その配偶者に係る「親族関係書類」（注2）及び「送金関係書類」（注3）をこの申告書に添付してください。

なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。

- (注) 1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上居所を有しない個人をいいます。
- 2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者であることを証するものをいいます。
- 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその配偶者の旅券（パスポート）の写し
  - 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）
- 3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である配偶者の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
- 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその配偶者に支払をしたことを明らかにする書類
  - いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその配偶者が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類